

東大阪市工事成績評定の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市が発注する請負工事の成績評定の公表（以下「評定の公表」という。）に必要な事項を定め、検査業務の透明性の確保と厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事に関する技術水準の向上と受注者の指導育成に資することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 評定の公表の対象は、契約金額が500万円以上の工事で完成検査を実施した全ての工事とする。

(評定結果の公表)

第3条 東大阪市工事検査実施基準（以下「実施基準」という。）第18条の規定により受注者に通知した評定結果は、検査課の窓口において閲覧に供するほか、検査課ウェブサイトにおいて、評定結果を公表するものとする。

2 前項の公表内容は、工事名、受注者、完成日、評定点とする。

3 公表期間は、評定日の属する年度の翌年度末日までとし、四半期ごとに集約し4月、7月、10月、1月の月末を目処として更新するものとする。

(評定の修正)

第4条 実施基準第18条の通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を受注者に通知することができる。

(説明請求等)

第5条 実施基準第18条の規定による通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日）以内に書面により東大阪市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められた場合、東大阪市長は、所属内の工事成績評定関係者の意見を聞き、工事成績評定に係る説明書（様式第1）により回答するものとする。

(再説明請求等)

第6条 前条第2項の回答を受けた受注者は、回答内容に疑義があるときは、回答を受けた日から起算して14日（期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日）以内に書面により再説明を求める理由を記して、東大阪市長に対して再説明を求めることができる。

2 前項の規定により再説明を求められた場合、東大阪市長は、東大阪市工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書（様式第2）により回答するものとする。

(工事成績評定委員会の設置)

第7条 第6条第2項に係る必要な事項を審議するため、委員会を設置する。

2 委員会の委員は、行政管理部長、契約検査室長及び検査課長、工事の執行を所管した部次長等及び課長等、契約課長並びに会議の都度、委員長が必要と認める者をもって組織する。

3 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長は行政管理部長を副委員長には契約検査室長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員会は過半数の委員の出席がなければ、開催することができない。

6 委員長が必要と求めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 緊急により委員会を召集するいとまがない場合は、書面に審議事項等を記載し回付することにより、委員会の開催に変えることができる。

8 委員会の庶務は、行政管理部契約検査室検査課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起工の起案をした工事について適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。